

ダスキンヘルスレント岡山ステーション運営規定

(事業の目的)

第1条 株式会社ダスキンユニオンが開設するダスキンヘルスレント岡山ステーション（以下「事業所」という。）が行う特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の事業目的は、次のとおりとする。

- 一 特定福祉用具販売 利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図ること。
- 二 特定介護予防福祉用具販売 利用者の生活機能の維持、改善を図るとともに、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう差支援すること。

(運営の方針)

第2条 特定福祉用具販売は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行うものとする。

2 特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目的を設定し、計画的に行うものとする。

3 事業所は、自らその提供する特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 ダスキンヘルスレント岡山ステーション
- 二 所在地 岡山県岡山市北区下中野 713-102

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人(常勤職員) (兼務常勤福祉用具専門相談員)

管理者は、事業所の従業者の管理及び等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 二 福祉用具専門相談員 2人以上

福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画（及び特定介護予防福祉用具販売計画）の作成等を行い、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の提供に当たる。

(営業及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画により、営業日及び営業時間以外でも、サービス提供を行う場合があるものとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日（土曜、日曜、祝日、8/13～8/15、12/31～1/3を除く）
- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の提供方法)

第6条 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、次に掲げる方法によるものとする。

- 一 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。
- 二 販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。
- 三 利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとする。

(取り扱う種目)

第7条 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売において、取り扱う種目は次のとおりとする。

- 一 腰掛便座
- 二 特殊尿器（排泄予測支援機器を除く）
- 三 入浴補助用具
- 四 簡易浴槽
- 五 移動用リフトのつり具の部分

(販売費用その他費用の額)

第8条 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売を提供した場合の販売費用の額は別紙のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- 一 次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域において特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売を行う場合の交通費として、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルごとに50円とする。

二 福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用として、その実費。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、岡山市、倉敷市、玉野市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、美作市、都窪郡早島町の区域とする。

（事故発生時の対応方法）

第10条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（虐待防止のための措置）

第11条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定 責任者：藤井 綾子
 - (2) 虐待防止のための指針の整備及び対策委員会の設置、従業員に対する啓発と定期的な研修の実施
 - (3) 従業員に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中及び利用者の居宅において、当該事業所の従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（成年後見制度の活動支援）

第12条 事業者は、適切な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

（苦情解決体制の整備）

第13条 事業者は、特定福祉用具販売等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、特定福祉用具販売等の提供に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、提供した特定福祉用具販売等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(業務継続計画)

第 14 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時においても利用者に対するサービスを継続するために、業務継続計画を策定する。なお、当該計画については、従業者に周知徹底し、必要な研修及び訓練を定期的実施する。又、定期的に計画の見直しを行う。

(感染症対策)

第 15 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、半年毎に対応を検討する対策会議を開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るとともに、対応方針を整備する。又、従業者に対し、感染症対策の研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 16 条 事業所は、事業所の従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、適切な業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
 - 二 継続研修 年 4 回
- 2 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
 - 3 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。
 - 5 事業者は、特定福祉用具販売等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
 - 6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社ダスキニユニオンと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 7 年 3 月 10 日から施行する。